

- 安全な電動キックボード等の普及のためには、関係省庁等とも連携しつつ、基準に適合しない「不適合品」の流通防止を図ることが重要
- このため、基準適合性確認制度を創設したほか、市場サーベイランスを実施

基準適合性確認制度

- 確認機関は、電動キックボード等のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性等を確認
- 確認を受けた電動キックボード等には、特別な表示(シール)を貼付
- 国土交通省は、確認を受けた電動キックボード等について、車名、型式、外観、製作者等の情報をリスト化し、ホームページで公表
 - 本制度により、これまでに120車種の基準適合を確認(令和7年5月31日現在)



市場サーベイランス

- 市場抜取によるサーベイランスを実施し、基準不適合が確認された車種について、事業者等に対して改善等を指導
 - 本制度により、これまでに46車種についてサーベイランスを実施し、20車種で不適合を確認(令和6年12月24日現在)
 - このうち、15車種は市場に未対応の不適合品が残っている状態であるため、車種名・外観等を国土交通省のホームページで公表

規制改革推進に関する答申

- 令和7年5月28日第23回規制改革推進会議において、性能等確認制度の活用を徹底するとともに、インターネット等で流通している電動キックボード等の抜取りによる調査等を通じ、引き続き保安基準不適合品の流通防止を行うこととされた。
- 関係団体においては、引き続き、性能等確認制度の積極的な活用を図り、電動キックボード等の更なる安全性確保に取り組まれない。